

「ふじのくに」規制改革会議 本部会議」の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 県及び市町は、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 本部会議」の設置及び運営に関する要綱第7条の規定に基づき、県及び市町の地方版総合戦略の阻害要因となりうる規制・制度の検証等を行うため、「“ふじのくに”規制改革会議 本部会議」(以下「会議」という。)を、「美しい“ふじのくに”まち・ひと・しごと創生県民会議 本部会議」(以下「県民会議本部会議」という。)の分科会として設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の阻害要因となり得る規制・制度の在り方に関する協議・検証を行うこと。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、常任委員及び専門委員計20人以内で組織する。

- 2 常任委員は、優れた識見を有する者のうちから、県民会議本部会議の議長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験等のある者のうちから、県民会議本部会議の議長が任命する。

(議長)

第4条 会議に、議長を置く。

- 2 議長は、常任委員の中から県民会議本部会議の議長が選任する。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が常任委員に加え、付議された規制改革に係る案件に係る関係する専門委員を招集する。

- 2 会議は公開とし、その傍聴に関して必要な事項は別に定める。
- 3 議長が必要であると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、静岡県政策企画部政策推進局地域計画課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。